

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管 理 部 会 計 課 長 廣瀬 未人

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
航空装備研究所衛星通信サービス	別紙仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁航空装備研究所	令和9年3月31日

説 明 会 なし。

3 入 札

- ① 日 時 令和8年7月15日(水)14時00分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
⑤ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑥ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑦ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金

- ① 入札保証金……………免除
② 契約保証金……………免除

7 入 札 の 無 効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無

有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等

役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

(1) 郵便入札の可否 可

(2) 郵便入札方法

書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所所任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。

(3) 郵送する書類等

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書

(4) 封筒について

前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

(5) 入札の回数

郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。

(6) 入札の無効

郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(7) その他留意事項

郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年7月14日(火)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月14日(火)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し及び建設業法(昭和24年法律第10号)第3条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていることを証明できる書類を、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和8年7月14日(火)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)640 担当:國金

品 件 名	航空装備研究所衛星通信サービス	仕様書番号	第GAC1-JK-1004号
		作成年月日	令和 8 年 4 月 3 0 日
		作成部課名	航空装備研究所 航空機技術研究部 航空機システム・無人 機知能化研究室

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、令和 8 年秋に完成予定の航空装備研究所新航空機技術研究棟（以下「新航空機技術研究棟」という。）の衛星通信サービス（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1. 2 関連文書等

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約締結後に当該文書に改訂があった場合には、その適用について官と協議するものとする。

1. 2. 1 関連文書

- (1) 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）
- (2) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）
- (4) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）
- (5) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）
- (6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）
- (7) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
（平成 1 3 年 3 月 9 日）
- (8) 大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

1. 2. 2 引用文書

- (1) 建設業法
- (2) 工事監督の実施細目について（通知）（防整技第7165号。28. 3. 31）
- (3) 工事検査の実施細目について（通知）（防整技第7166号。28. 3. 31）
- (4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）
- (5) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 1 2 月 2 2 日変更閣議決定）

2 一般事項

2. 1 規則遵守

駐屯地内への出入りについては必要な手続きを行うとともに、駐屯地内における行動については関係職員の指示を厳守すること。

2. 2 補償

既存の施設及び機器について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。また、

施設、機器等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において原状復旧を行うこと。

2. 3 環境整備

本役務場所は、常に整理、清掃を行い、回線設置が完了し検査を受ける際には、これに関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。

2. 4 防火

火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱に十分注意するとともに、消火器の準備、防炎シートを設けるなど、防火措置を講ずることとし、終了後は十分に点検を行い、異常の有無を確認すること。

2. 5 喫煙

喫煙は、指定された場所において行い、消火を確実に行うこと。

2. 6 負担区分

本役務に必要な工具及び消耗品等は、契約相手方の負担とする。

3 役務に関する要求

3. 1 概要

本役務は、3階建ての新航空機技術研究棟の屋上に通信用アンテナを設置し、新航空機技術研究棟内にWi-Fi環境を構築した後、衛星インターネット通信サービスを提供するものである。

なお、消防法等各種法令で求められる事項を満たすために必要な作業がある場合には実施すること。

3. 2 役務内容

契約相手方は、新航空機技術研究棟屋上（図1）に通信状況及び設置環境等から総合的に適切な場所に衛星通信アンテナを固定設置すること（新航空機技術研究棟内へのWi-Fi環境構築を含め、以下「設置役務」という）。

新航空機技術研究棟の1階～3階の図2～図4の赤枠内の各部屋でWi-Fi接続可能な環境を構築すること。

さらに、設置役務完了後はそれらによる通信サービスを提供することとする。

役務内容は下記(a)～(h)を満たすこと。

- (a) 衛星アンテナ、アンテナ土台、電源ユニット、Wi-Fiルーター、各種ケーブル類など、役務に必要な物品を必要数揃えること。
- (b) 新航空機技術研究棟内の配線は努めて既存の空調ダクト穴等を活用すること。
- (c) メッシュWi-Fi方式を採用するなど広く安定したWi-Fi接続を実現し、メインルーターやサテライトルーターは障害物の近くを避け、床面から十分な高さをもって設置すること。
- (d) Wi-Fi規格はIEEE802.11axに対応していること。
- (e) 通信容量は月当たり2TB以上とすること。
- (f) 通信速度についてはベストエフォート方式にて、LANの上り下り最大通信速度は1Gbps以上とすること。
- (g) 低遅延（数十ミリ秒程度）での通信を可能とすること。
- (h) 光ケーブル、LANケーブルの本数や建物固定場所・方法等は官と調整のうえ決定すること。

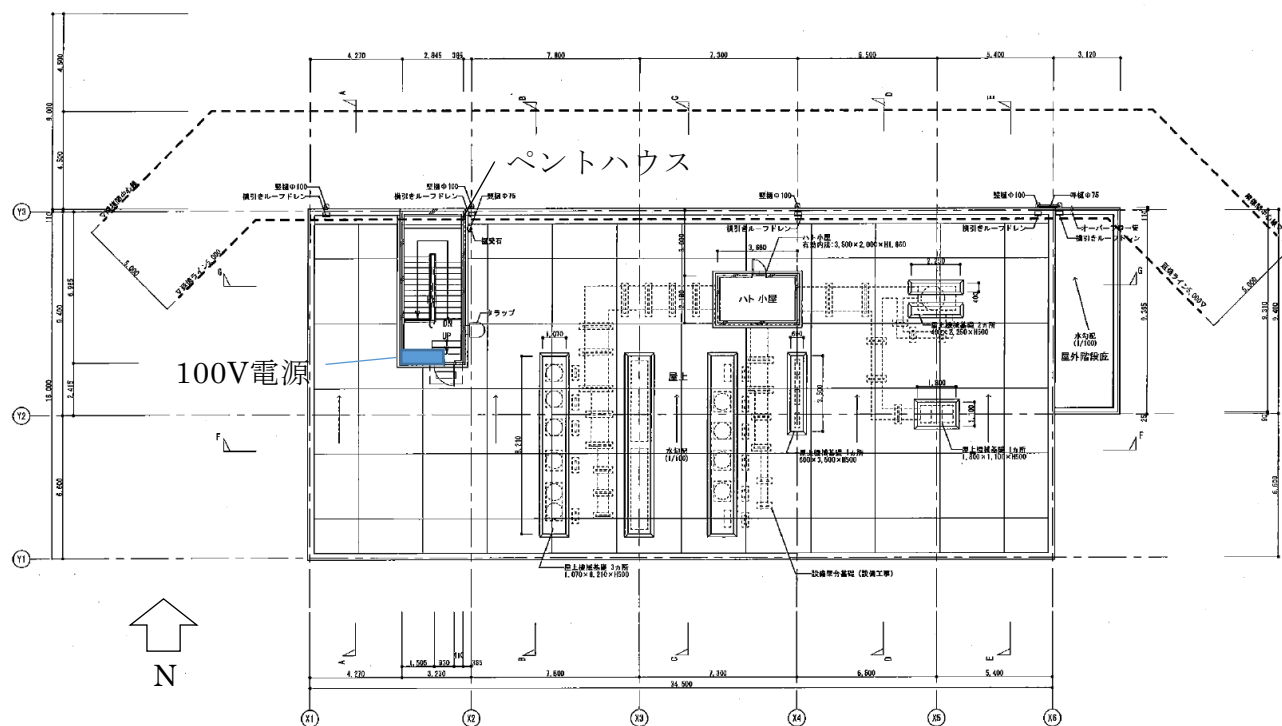


図1 新航空機技術研究棟屋上の図面（最適な場所に衛星通信アンテナ固定設置）

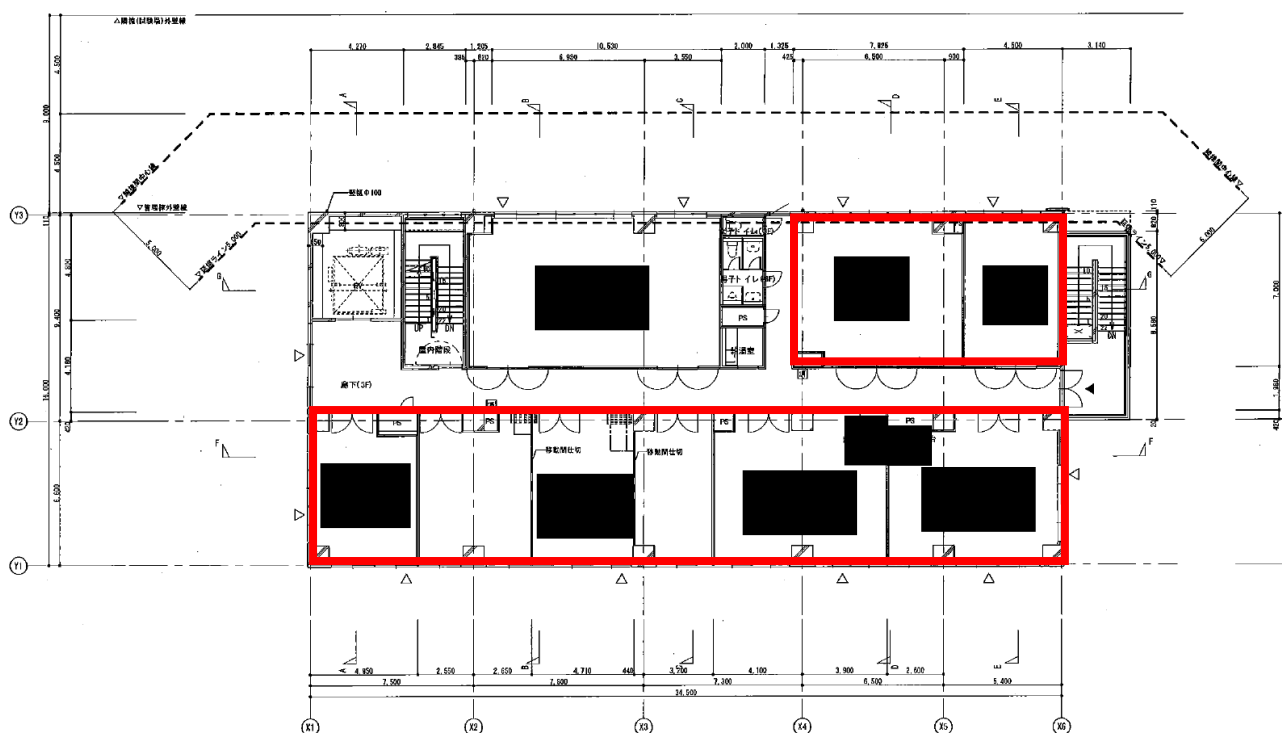


図2 新航空機技術研究棟3階平面図（赤枠内の部屋でWi-Fi接続可能）

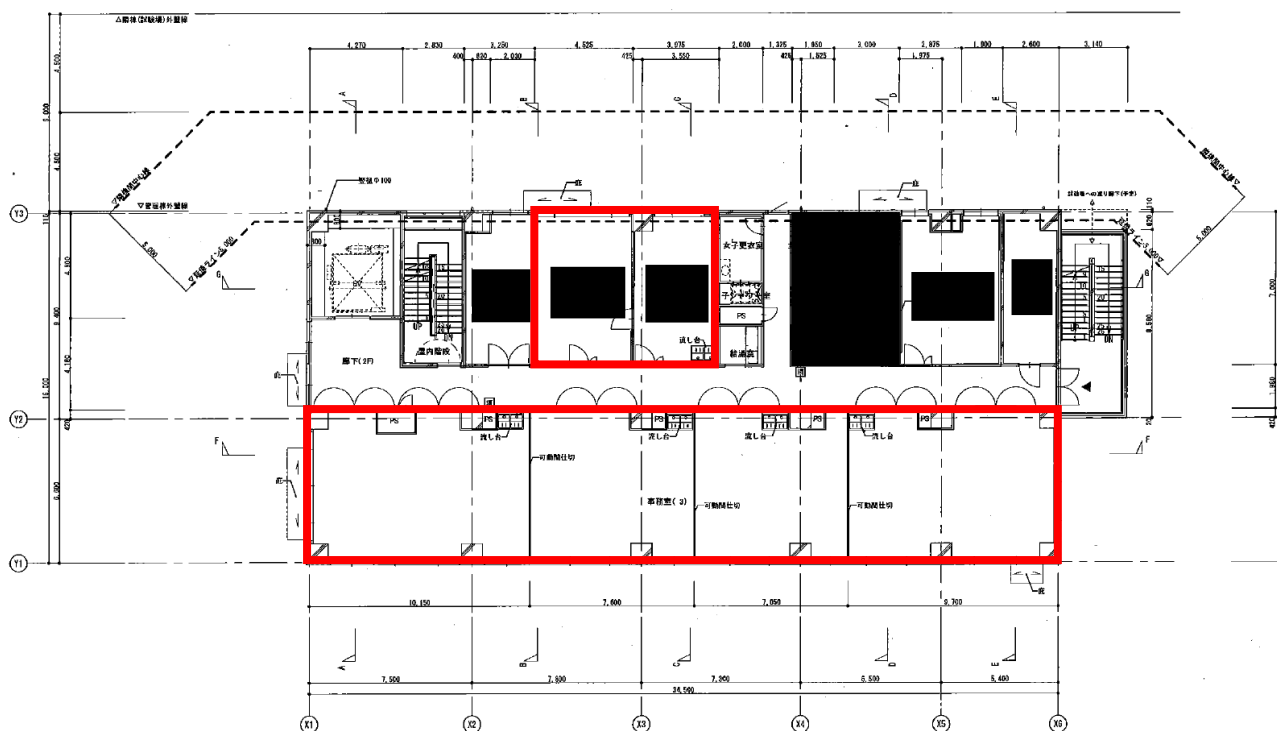


図3 新航空機技術研究棟2階平面図（赤枠内の部屋でWi-Fi接続可能）

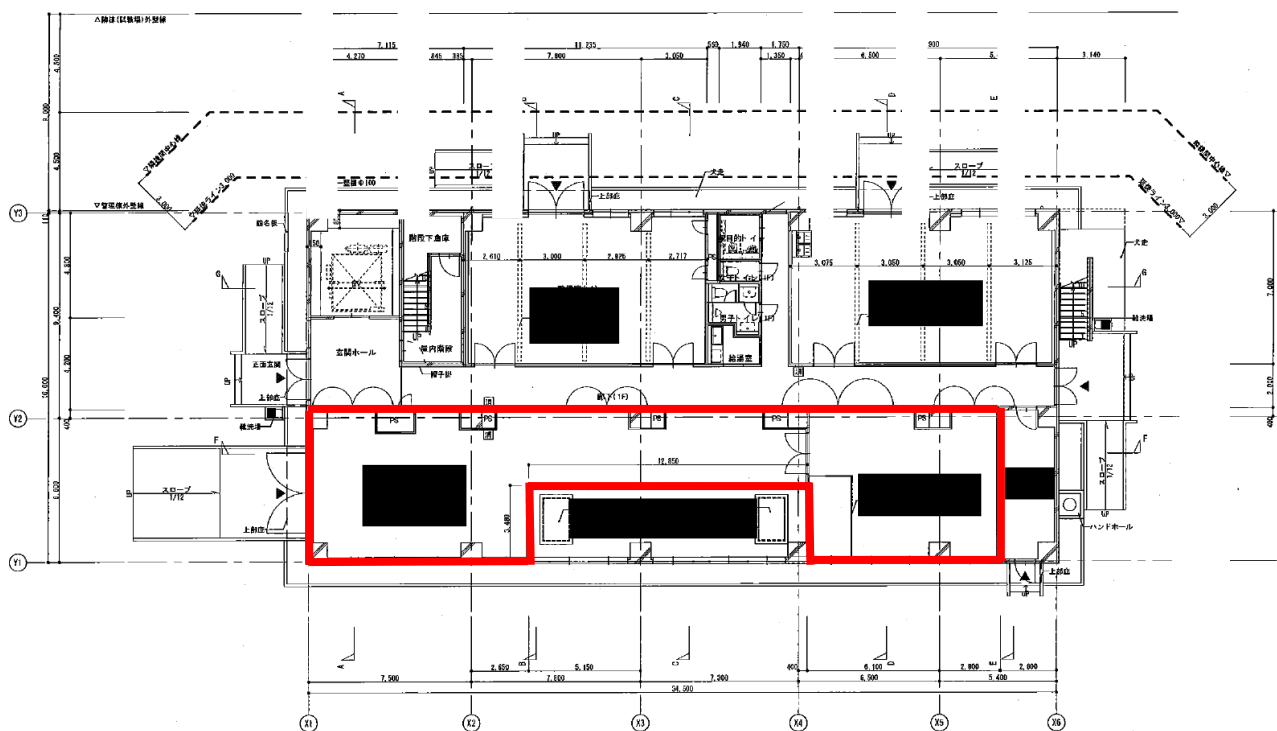


図4 新航空機技術研究棟1階平面図（赤枠内の部屋でWi-Fi接続可能）

3. 3 安全管理

作業にあたっては、安全管理に十分注意を払うものとする。

4 役務期間及び役務日時

4. 1 役務期間

役務のうち、設置役務の期間は契約締結の翌日から令和8年11月2日までとし、通信サービスの提供は令和8年11月2日から令和9年3月31日までとする。

4. 2 役務日時

役務のうち、設置役務の日時は4. 1項に示す期間の08:30から17:15の間の平日を基準とし、やむを得ず時間外、土曜日、日曜日及び祝日の作業が発生する場合は官と調整すること。

なお、設置役務の実施にあたってはあらかじめスケジュール表を作成し、官と調整のうえ決定するものとする。

5 役務場所

防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町1-2-10）

6 監督

3. 2項の設置役務の実施にあたり、1. 2. 2項の（2）及び（4）に基づき、実施体制、実施内容及び進捗状況等を監督する。

7 検査

検査は、3. 2項について、設置役務に関しては1. 2. 2項の（3）及び表1の提出書類のうち番号7に基づき実施し、通信サービスの提供に関しては、提出書類のうち番号8に基づき実施する。

8 その他の指示

8. 1 提出書類

提出書類は、表1のとおりとする。本役務を行う上で、建設業法第2条に規定する29業種の工事を行う者は、設置役務実施前に同法の第3条に規定する許可証明書、同法第19条の2に規定する現場代理人等通知書（別紙様式第1）（途中変更する場合にあっては現場代理人等変更通知書（別紙様式第2））及び同法第24条の8に規定する施行体制台帳の写しを官に提出し監督を受けるものとする。また、公共建築改修工事標準仕様書第2節に規定する施工図等及び工事の記録等を表1の設置役務に関する図面、設置役務完了報告書にて示すこと。設置役務完了報告書には、通信回線の導通確認結果も添付すること。なお、役務完了報告書には毎月の通信利用量など通信の履歴を含めること。1. 2. 1（9）及び（10）に該当する事項がある場合、事前に官と調整の上、作成するものとする。

表1以外に法定の届出等が必要な場合には提出すること。

表 1 提出書類

番号	名称	部数	提出時期	提出場所	備考
1	許可証明書	1 部	設置役務実施前	防衛装備庁 航空装備研究所	電子媒体(書込み禁止としたDVD-R)
2	現場代理人等通知書 (別紙様式第 1)	1 部			
3	実施体制台帳の写し	1 部			
4	現場代理人等変更通知書 (別紙様式第 2)	1 部	現場代理人 変更後速やかに		
5	スケジュール表	1 部	契約後速やかに		
6	完成通知書 (別紙様式第 3)	1 部	通信サービス提供開始前		
7	設置役務完了報告書	1 部			
8	役務完了報告書	1 部	検査前		
9	設置役務に関する図面	1 部	設置役務実施前		電子媒体(書込み禁止としたDVD-R)
1 0	工事材料搬入報告書 (別紙様式第 4)	1 部			
1 1	積算価格内訳明細書	1 部	契約後速やかに		

※番号 4 については、現場代理人等の変更があった場合のみ提出とし、番号 6～10 については、本役務のうち設置役務に関しての書類とする(番号 8 は一部に設置役務関係を含む)。

8. 2 官側の支援

契約相手方は、本仕様書に規定する作業を実施するにあたり官の施設、設備等を使用する必要がある場合、予め官と協議の上、官の支障のない範囲において無償で支援を受けることができる。

8. 3 発生材の処理

本設置役務により生じた発生材は、監督官と調整のうえ、金属類と非金属類に分別し、金属類を除き廃棄物として受注者の責任において適切に廃棄、処分する。なお、金属類と非金属類が分離できないものは廃棄物として処理する。

金属類については、品目ごと(鉄くず、アルミ屑、ステンレス屑、銅くず、電線くず、鉛くず、青銅鑄鉄くず、黄銅鑄鉄くず等)の重量を集計し、官所定の場所に集積する。

8. 4 その他

設置役務の実施にあたっては、契約相手方は官と十分に調整を行うものとする。
なお、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

別紙様式第 1

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

令和 年 月 日付をもって請負契約を締結した〇〇〇について（契約書条項による）に基づき現場代理人等下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
管理技術者氏名※

専門技術者氏名

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

現場代理人等変更通知書

工事名：

令和 年 月 日付で通知した上記業務の（現場代理人・管理技術者・主任技術者）を下記のとおり変更しましたので、（契約書条項による）に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※「資格者証(写し)」を添付する。

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

完成通知書

工事名：

下記工事は、令和 年 月 日付をもって完成したので(契約書条項による)
に基づき通知します。

記

1. 工事名

2. 請負金額 ¥

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 完成期限 令和 年 月 日

※「資格者証(写し)」を添付する。

(注) 1. 完成年月日及び提出日は実際に完成した年月日

2. 完成期限は工事請負契約書記載の完成期限

3. 検査願を兼ねる文言を付記することができる。

(監督職員) 殿

受注者
現場代理人

工事材料搬入報告書

工事名：

下記材料を現場に搬入し、確認したので報告します。

記

搬入 年月日	品名 又は材料名	規格 又は形状寸法	確認者	検査 年月日	検査者	備考

(注) 確認者・検査者欄は、必要に応じ設ける。
確認者欄には、監理技術者又は主任技術者名を記載する。
検査者欄には、材料検査を行った監督職員名を記載する。